

証券会社の健全性の準則等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

改正案

現行

証券会社の行為規制等に関する命令

証券会社の健全性の準則等に関する省令

（適用除外行為）

（適用除外行為）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。

）第四十二条第一項ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。

）第五十条第一項ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、同条第一項第三号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む者から売買の別（法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。）及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格（法第四十二条第一項第五号に規定する価格をいう。以下この条において同じ。）については証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む者から売買の別（法第五十条第一項第三号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。）及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格（法第五十条第一項第三号に規定する価格をいう。以下この条において同じ。）については証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

イ 当該証券会社が、外国の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国子会社」という。）

イ 当該証券会社が、外国の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人その他の団体（以下「外国子会社」という。）

ロ 当該証券会社が、外国の法人その他の団体に発行済株式の総数の

ロ 当該証券会社が、外国の法人その他の団体に発行済株式の総数の

百分の五十以上の株式を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国親会社」という。）

八 当該証券会社の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該の法人その他の団体

二 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である顧客から売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

三 顧客から売買の別、銘柄、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意を得た上で、他方については証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

四 顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、証券会社がこれらに従って、取引を執行

百分の五十以上の株式を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法人その他の団体（以下「外国親会社」という。）

八 当該証券会社の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該の法人その他の団体

二 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である顧客から売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

三 顧客から売買の別、銘柄、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意を得た上で、他方については証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

四 顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、証券会社がこれらに従って、取引を執行

することを内容とする契約を書面により締結する行為

五 当該証券会社の役員及び使用人の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）から、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については当該証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

2 前項第一号において、当該証券会社及びその外国子会社又は当該証券会社の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の外国子会社とみなし、当該証券会社の外国親会社、外国の他の法人その他の団体に発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の外国親会社とみなす。

3 前二項の規定は、外国市場証券先物取引等（法第四十二条第二項に規定する外国市場証券先物取引等をいう。以下同じ。）に係る行為について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）各号に掲げる契約を締結しようとする証券会社は、当該契約に基づいて行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券店頭デリバティブ取引（法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場証券先物取引（以下「有価証券の売買等」という。）が投資者の保護に欠け、取引の公正を害

することを内容とする契約を書面により締結する行為

2 前項第一号において、当該証券会社及びその外国子会社又は当該証券会社の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の外国子会社とみなし、当該証券会社の外国親会社、外国の他の法人その他の団体に発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の外国親会社とみなす。

3 前二項の規定は、外国市場証券先物取引等（法第三十八条第一項に規定する外国市場証券先物取引等をいう。以下同じ。）に係る行為について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）各号に掲げる契約を締結しようとする証券会社は、当該契約に基づいて行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（以下「有価証券の売買等」という。）が投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させることのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

し、又は証券業の信用を失墜させることのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

(取引一任勘定取引に係る売買の別)

第二条 法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 有価証券指数等先物取引 現実指数又は現実数値(それぞれ法第二条第十四項に規定する現実指数又は現実数値をいう。以下同じ。)が約定指数又は約定数値(それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。以下同じ。)を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

二 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数又は店頭現実数値(それぞれ法第二条第十八項に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。以下同じ。)が店頭約定指数又は店頭約定数値(それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。以下同じ。)を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

三 有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引 オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数(法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数をいう。

以下同じ。)の数值又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別(当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数值又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。)

(取引一任勘定取引に係る価格)

第三条 法第四十二条第一項第五号に規定する価格に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 有価証券指数等先物取引 約定指数又は約定数值
- 二 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭約定指数又は店頭約定数值
- 三 有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引 オプションの対価の額
- 四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該スワップ取引の約定した期間における変化率を算出するためにあらかじめ約定した有価証券店頭指数の数值又は有価証券の価格

(禁止行為)

第四条 法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げるも

(禁止行為)

第二条 法第五十条第一項第六号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げるもの

とする。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等（それぞれ法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等又は有価証券オプション取引等をいう。以下同じ。）

二 有価証券店頭デリバティブ取引等（法第二十八条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等をいう。次号において同じ。）若しくは外国市場証券先物取引等に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭デリバティブ取引等若しくは外国市場証券先物取引等につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

三 特定の銘柄の有価証券、有価証券指数（有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。）又はオプション（オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。）について、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引（有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は上場有価証券店頭指数等（法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券店頭指数等をいう。）若しくは店頭売買有価証券店頭指数等（同条第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。）に係る有価証券店

とする。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等（それぞれ法第三十八条第一項に規定する有価証券指数等先物取引等又は有価証券オプション取引等をいう。以下同じ。）若しくは外国市場証券先物取引等に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

三 特定の銘柄の有価証券、有価証券指数（有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。）又はオプション（オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。）について、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等若しくはその委託をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為

頭デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）若しくはその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下同じ。）をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等（同号に規定する受託等をいう。以下同じ。）をする行為

四 顧客の信用取引を、自己の計算においてする買付け又は売付けと対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法により成立させた場合において、当該買付け又は売付けに係る未決済の勘定を決済するため、これと対等する売付け又は買付けをする行為

五 証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為

六 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を表示する新株引受権証券（以下この条において「時価新株引受権証券」という。）以外の新株引受権証券を除き、時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券（端株券を含む。以下同じ。）に転換することを条件とする転換社債券（以下この条において「時価転換社債券」という。）及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券（以下この条において「時価新株引受権付社債券」という。）以外の社

四 顧客の信用取引を、自己の計算においてする買付け又は売付けと対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法により成立させた場合において、当該買付け又は売付けに係る未決済の勘定を決済するため、これと対等する売付け又は買付けをする行為

五 証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又はもっぱら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為

六 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を表示する新株引受権証券（以下この条において「時価新株引受権証券」という。）以外の新株引受権証券を除き、時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券（端株券を含む。以下同じ。）に転換することを条件とする転換社債券（以下「時価転換社債券」という。）及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券（以下この条において「時価新株引受権付社債券」という。）以外の社債券を除く。）

債券を除く。）、発行者が発行する株券（時価新株引受権証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株引受権証券、時価転換社債券の募集（五十名以上の者を相手方として行う場合に限る。

以下この号において同じ。）又は売出しの場合には株券又は時価転換社債券、時価新株引受権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株引受権付社債券）で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券（法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。）に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ 自己の計算による買付け（有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち令第二十条から第二十五条までの規定に従い行うもの（以下この条において「安定操作取引」という。）、証券取引所の定める規則（法第八十五条の二第二項の規定に基づき大蔵大臣が認可するものに限る。）において当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び証券業協会の定める規則（法第七十六条第一項の規定に基づき大蔵大臣が認可するものに限る。）において当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかな

の発行者が発行する株券（時価新株引受権証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株引受権証券、時価転換社債券の募集（五十名以上の者を相手方として行う場合に限る。以下この号において同じ。）又は売出しの場合には株券又は時価転換社債券、時価新株引受権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株引受権付社債券）で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券（法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ 有価証券市場において自己の計算による買付け（有価証券オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち令第二十条から第二十五条までの規定に従い行うもの（以下この条において単に「安定操作取引」という。）、及び各証券取引所の定める規則（法第八十五条の二第二項の規定に基づき大蔵大臣が認可するものに限る。）において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けを除く。）をする行為

いものと認められている買付けを除く。) をする行為

ロ 他の証券会社(外国証券会社を含む。) に買付けの委託等をする行為

ハ 令第二十条第一項に規定する安定操作取引に係る有価証券の発行者である会社の計算による買付けの受託等(株券の買付けの受託等に限り。) をする行為

ニ 令第二十条第三項各号に掲げる者の計算による買付けの受託等(有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買による買付け及び安定操作取引の受託等を除く。) をする行為

七 安定操作取引又はその受託等をした証券会社が、その最初に行つた安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株引受権証券、時価転換社債券若しくは時価新株引受権付社債券について買付けの受託等若しくは売付け(証券会社(外国証券会社を含む。以下この号に

ロ 証券業協会の協会員が自己の計算により当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の買付け(安定操作取引及び当該証券業協会の定める規則(法第七十六条第一項の規定に基づき大蔵大臣が認可するものに限る。) において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けを除く。) をする行為

ハ 他の証券会社(外国証券会社を含む。) に買付けの委託等をする行為

ニ 令第二十条第一項に規定する安定操作取引に係る有価証券の発行者である会社の計算による買付けの受託等(株券の買付けの受託に限る。) をする行為

ホ 令第二十条第三項各号に掲げる者の計算による買付けの受託(有価証券オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け及び安定操作取引の受託を除く。) をする行為

七 安定操作取引又はその受託等をした証券会社が、その最初に行つた安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株引受権証券、時価転換社債券若しくは時価新株引受権付社債券について買付けの受託等若しくは売付け(証券会社(外国証券会社を含む。次条を除き、以下

おいて同じ。) からの買付けの受託等又は証券会社への売付けを除く。
() 又は当該証券会社の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 (オプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において買主としての地位を取得するもの) の取得又はオプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において売主としての地位を取得するもの) の付与に限る。) の受託等 (証券会社からの受託等を除く。) をする行為

八 顧客の有価証券の売買等が法第六十六条第一項若しくは第三項又は法第六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該売買等の相手方となること又は当該売買等の受託等をする行為

九 有価証券の売買その他の取引、有価証券オプション取引等、有価証券店頭オプション取引若しくはこれに係る媒介、取次ぎ若しくは代理 (以下「有価証券店頭オプション取引等」という。) 、有価証券店頭指数等先渡取引若しくはこれに係る媒介、取次ぎ若しくは代理 (以下「この号において「有価証券店頭指数等先渡取引等」という。) 又は有価証券店頭指数等スワップ取引若しくはこれに係る媒介、取次ぎ若しくは代理 (以下「有価証券店頭指数等スワップ取引等」という。) につき、顧客に対して当該有価証券の発行者 (有価証券オプション取引等又は有価証券店頭オプション取引等) にあつては、オプションが行使された場合に成立する売買に係る有価証券の発行者、有価証券店頭指数等先渡取引等にあつては、当事者があらかじめ約定した数値として

同じ。) からの買付けの受託等又は証券会社への売付けを除く。) 又は当該証券会社の売買取引に係る有価証券オプション取引 (オプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するもの) の取得又はオプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するもの) の付与に限る。) の受託 (証券会社からの受託を除く。) をする行為

八 顧客の有価証券の売買又は有価証券オプション取引が法第六十六条第一項若しくは第三項又は法第六十七条第一項若しくは第四項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該売買の受託をする行為

九 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引につき、顧客に対して当該有価証券の発行者 (有価証券オプション取引等) にあつては、オプションが行使された場合に成立する売買取引に係る有価証券の発行者 () の法人関係情報 (法第六十三条第一項に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報) であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け (同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。) 、これに準ずる株券等 (同項に規定する株券等をいう。) の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け (同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。) の実施又は中止の決定に係る公表されていない情報をいう。以下同じ。) を

の価格に係る有価証券の発行者、有価証券店頭指数等スワップ取引等にあつては、当事者の一方が相手方と取り決めた価格に係る有価証券の発行者）の法人関係情報（法第六十三条第一項に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに法第二十七條の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。））、これに準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）の買集め及び法第二十七條の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定に係る公表されていない情報をいう。以下この条及び第十條において同じ。）を提供して勧誘する行為

十 法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買（オプションが行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。）、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引をする行為

十一 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該有価証券の売買に係るオプションの買付け（オプションにあつては、取得又は付与）又はその委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為

十二 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売買に係るオプションの付与を目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該オプションの買付け若しくは売付け（オプションにあつては

提供して勧誘する行為

十 法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買（オプションが行使された場合に成立する有価証券の売買取引を除く。）又は有価証券オプション取引をする行為

十一 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該有価証券の売買取引に係るオプションの買付け（オプションにあつては、取得又は付与）又はその委託を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為

十二 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売買取引に係るオプションの付与を目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該オプションの買付け若しくは売付け（オプションにあつては

は、取得又は付与）又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為

十三 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の売買に係るオプションの取得若しくは付与又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為で、当該有価証券の公正な価格形成を損なうおそれがあるもの

十四 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券又は当該有価証券の売買に係るオプションの買付け若しくは売付け（オプションにあつては、取得又は付与）又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為で、当該オプションの公正な対価額の形成を損なうおそれがあるもの

つては、取得又は付与）又はその委託を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為

十三 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の売買取引に係るオプションの取得若しくは付与又はその委託を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為で、当該有価証券の公正な価格形成を損なうおそれがあるもの

十四 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券又は当該有価証券の売買取引に係るオプションの買付け若しくは売付け（オプションにあつては、取得又は付与）又はその委託を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為で、当該オプションの公正な対価額の形成を損なうおそれがあるもの

（弊害防止措置）

第二条の二 法第五十条の二第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 証券会社が、その親法人等（法第四十二条の二第一項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）又は子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（国債証券等（法第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。第四号及び第七号において同じ。）、法第一条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券及び令第一条の有価証券並びに

法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利を除く。）の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が借入金に係る債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券を売却すること（当該証券会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。）。

二 証券会社とその親法人等又は子法人等が発行する有価証券（格付機関（企業内容等の開示に関する省令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第九条の三第四項ホに規定する格付機関をいう。）による格付が付与されているものを除く。）の引受けに係る主幹事会社（元引受契約）法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。）の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会社（以下この条において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少ない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少ない会社をいう。以下この条において同じ。）となること。

三 証券会社との間で法第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該証券会社が当該顧客との間で当該契約を締結すること（法第五十条の二第二号に掲げる行為を除く。）

四 証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人が当該証券会社の親銀行等又は子銀行等（法第四十二条の三に規定する親銀行等又は子銀行等をいう。以下この条において同じ。）の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人（以下この号において「親銀行等の取締役等」という。）とともに同一の顧客を訪問すること（当該証券会社の親銀行等の取締役等とともに訪問すべき旨の要請が当該顧客からなされており、かつ、当該要請の目的が特定されている場合、又は当該訪問の際に行われる行為が国債証券等に係る法第二条第八項各号に掲げる行為に関するものに限定されている場合を除く。）。

五 証券会社が有価証券の引受人となつた日から六月を経過する日までの間において、その親法人等又は子法人等がその顧客に当該有価証券の買入代金につき貸付けその他信用の供与をしていることを知りながら、当該証券会社が当該顧客に当該有価証券を売却すること。

六 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、証券会社とその親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと（法第五十条の二第一号に掲げる行為を除く。）。

七 証券会社が有価証券（国債証券等を除く。）の引受人となつた日から六月を経過する日までの間において、その親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること（当該証券会社の親法人等又は子法人等である信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下この条において「信託会社等」という。）に運用方法が特定された金銭の信託（当該金

銭の信託の委託者が当該証券会社の親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。)(に係る信託財産をもつて当該有価証券を取得させる場合を除く。)

八 証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、又はその親法人等若しくは子法人等に提供すること（当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役若しくは監査役若しくは使用人による当該非公開情報の提供につき事前に当該発行者又は顧客の個別の同意がある場合を除く。）。

九 社債券（政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券を除く。次号において同じ。）の募集をしようとする者であつて純資産の額が五千億円未満の者の当該募集に係る主受託会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条に規定する社債管理会社（以下この号において「社債管理会社」という。）又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（以下この号において「担保付社債の受託会社」という。）のうち、社債管理の委託契約に関する事務の取扱いを社債管

理会社を代表して行う会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の社債管理会社若しくは担保付社債の受託会社が受領するものより少くない会社をいう。次号において同じ。）が証券会社の親銀行等又は子銀行等である場合において、当該証券会社が当該社債券の引受けに係る主幹事会社となること。

十 過去二年以内に行つた直近三回の社債券の募集について証券会社の親銀行等又は子銀行等が二回以上主受託会社となつている者（過去二年以内に行つた社債券の募集が一回である場合には、当該募集について当該親銀行等又は子銀行等が主受託会社となつている者とし、過去二年以内に行つた社債券の募集が二回である場合には、いずれの募集についても当該親銀行等又は子銀行等が主受託会社となつている者とする。）であつて純財産の額が五千億円未満の者が社債券又は株券の募集をしようとする場合において、当該証券会社が当該社債券又は株券の引受けに係る主幹事会社となること。

十一 証券会社が、本店その他の営業所を、その親銀行等又は子銀行等からの独立を損なう態様で設置すること。

十二 何らの名義によつてするかを問わず、法第五十条の二の規定による禁止を免れること。

（事故）

第三条 法第五十条の三第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等（法第五十条の三第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条において同

（事故）

第五条 法第四十二条の二第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等（法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条におい

て同じ。)につき、証券会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下「代表者等」という。)が、当該証券会社の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものを(以下「事故」という。)とする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等を行うこと

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等を行うこと

三 次のイからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること

イ 有価証券等(法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券等をいう。)の性格

ロ 取引の条件

ハ 有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、有価証券指数等先物取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。)の約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、有価証券店頭指数等先物取引の店頭約定指数若しくは店頭現実指数又は店頭約定数値若しくは店頭現実数値の上昇若しくは低下又は有価証券店頭指数等スワップ取引の当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数の数値の上昇若しくは低下若しくは当該スワップ取引に係る有価証券の価格の騰貴若しくは下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること

じ。)につき、証券会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下「代表者等」という。)が、当該証券会社の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等を行うこと

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等を行うこと

三 次のイからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること

イ 有価証券等(法第五十条の三第一項第一号に規定する有価証券等をいう。)の性格

ロ 取引の条件

ハ 有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落又は有価証券指数等先物取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。)の約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること

五 その他法令に違反する行為を行うこと

(事故の確認が不要の場合)

第六条 法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
- 二 裁判上の和解(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百七十五条に定めるものを除く。)が成立している場合
- 三 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

五 その他法令に違反する行為を行うこと

(役員に係る事故等の報告)

第三条の二 証券会社は、その役員に法令及び諸規則に反する行為のあったことを知った場合は、直ちに、その旨を金融監督庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融監督庁長官等」という。)に報告するとともに、遅滞なく、事故等の詳細について届け出なければならない。ただし、前条第二号から第四号までに規定する行為が過失による場合は、当該報告及び届出を省略することができる。

2 前項の届出に係る届出書の提出先及び提出部数については、証券会社に関する省令(昭和四十年大蔵省令第五十二号)第一条の五第一項及び第二項の規定を準用する。

(金融監督庁長官等の確認が不要の場合)

第四条 法第五十条の三第三項ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
- 二 裁判上の和解(民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第三百五十六条に定めるものを除く。)が成立している場合
- 三 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 証券業協会のあつせん（法第七十九条の十六の二第一項に規定するあつせんをいう。）による和解が成立している場合

五 証券会社の代表者等が前条第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合

2 証券会社は、前項第五号の規定に該当する場合の事故について、当該事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申し込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第八条に定める事項について、当該財務局長又は福岡財務支局長に報告しなければならない。

（事故の確認申請手続）

第七条 法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類の正本一通並びにその写し一通を事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第八条 法第四十二条の二第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 証券会社の商号及び所在地並びに代表者の氏名

四 証券会社の代表者等が前条第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合

2 証券会社は、前項第四号の規定に該当する場合について、金融監督庁長官等の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申し込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第六条に定める事項について、金融監督庁長官等に報告しなければならない。

（金融監督庁長官等への確認申請手続）

第五条 法第五十条の三第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類の正本一通並びにその写し一通を金融監督庁長官等に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第六条 法第五十条の三第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 証券会社の商号及び所在地並びに代表者の氏名

- 二 事故となる行為に係りした代表者等の氏名又は部署の名称
- 三 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）
- 四 事故の概要
- 五 提供しようとする財産上の利益の額
- 六 その他金融監督庁長官の定める事項

（確認申請書の添付書類）

第九条 法第四十二条の二第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 顧客が前条に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類。ただし、当該確認申請書が法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。
- 二 その他参考になる資料

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第十条 法第四十三条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める状況は、次に掲げるものとする。

- 一 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、頻繁に顧客の計算において有価証券の売買等をしている状況
- 二 不特定かつ多数の投資者を勧誘して有価証券の売買等についての委任を受けている者（法令に準拠して証券取引行為（法第二条第八項各号に掲げる行為をいう。）を行う者を除く。）から、当該投資者の計

- 二 事故となる行為に係りした代表者等の氏名又は部署の名称
- 三 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）
- 四 事故の概要
- 五 提供しようとする財産上の利益の額
- 六 その他金融監督庁長官の定める事項

（確認申請書の添付書類）

第七条 法第五十条の三第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 顧客が前条に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類。ただし、当該確認申請書が法第五十条の三第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。
- 二 その他参考になる資料

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第八条 法第五十四条第一項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、ひんばんに顧客の計算において有価証券の売買等をしている場合
- 二 不特定かつ多数の投資者を勧誘して有価証券の売買等についての委任を受けている者（法令に準拠して証券取引行為（法第二条第八項各号に掲げる行為をいう。）を行う者を除く。）から、当該投資者の計

算において行う取引であることを知りながら、あらかじめ当該投資者の意思を確認することなく有価証券の売買等の受託等をしている状況
三 引受けに関する自己の取引上の地位を維持し又は有利ならしめるため、著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引受けを行っている状況

四 証券会社が取得した法人関係情報の管理又は顧客の有価証券の売買その他の取引、有価証券オプション取引等、有価証券店頭オプション取引等若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引等に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況

算において行う取引であることを知りながら、あらかじめ当該投資者の意思を確認することなく有価証券の売買等の受託をしている場合
三 引受けに関する自己の取引上の地位を維持し又は有利ならしめるため、著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引受けを行っている場合

四 証券会社が取得した法人関係情報の管理又は顧客の有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券オプション取引等に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる場合

五 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の委託について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがある場合

(健全性の準則)

第九条 法第五十四条第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める健全性の準則は、次に掲げるものとする。

- 一 保有有価証券については、それが業務の運営上必要最小限度の額のものであり、銘柄が変更しないこと。
- 二 貸付金、立替金又は貸付有価証券については、それが業務の運営上必要なものであり、その額及び返済期限、担保その他の条件が適正なものであること。
- 三 預り金、借入金又は借入有価証券については、その額及び返済期限

金利その他の条件が資産の状況に照らし不健全なものでないこと。

四 法第三百三十二条第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により顧客又は委託者から預託を受けた金銭については、他の資産と区分して、安全かつ流動的な形態で保有されていること。

五 受託有価証券については、その数量が過当でなく、安全な施設において確実にかつ整然と保管されていること。

六 営業用不動産については、その額は純財産額に対して適正な範囲にとどまるものであり、業務の態様、従業員数、所在する地域の状況等に照らし妥当な規模、構造、設備のものであること。

(財産の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十条 法第五十四条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定め場合は、次に掲げるものとする。

- 一 純財産額が資本の額に満たない場合
- 二 經常収支の状況が悪い場合
- 三 回収不能な債権その他の不良な資産が相当な額に達する場合

2 前項第一項に規定する純財産額は、証券会社に関する省令第五条に規定する様式第一号(法第五十六条第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社(第四項において「特定取引勘定設置証券会社」という。))にあつては様式第一号の二()に定める貸借対照表(以下「貸借対照表」という。)(の資産の部に計上されるべき金額の合計額から貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額(次に掲げるものの合計額を除く。))を控除して計算しなければならない。

- 一 取引損失準備金
 - 二 証券取引責任準備金
 - 三 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第八十二条第一項に規定する金融先物取引責任準備金
- 3 | 前項の資産及び負債の評価は、次の各号に掲げる価格によらなければならない。
- 一 証券取引所（外国に所在するものを含む。以下この号において同じ。）に上場されている有価証券については、計算を行う日（以下「計算日」という。）の証券取引所（当該有価証券が二以上の証券取引所に上場されている場合には、当該有価証券を保有する証券会社が当該有価証券につき、あらかじめ指定する証券取引所とする。）における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日の当該証券取引所における最終価格）により算出した価格
 - 二 店頭売買有価証券については、計算日の当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券を保有する証券会社が当該店頭売買有価証券につき、あらかじめ指定する証券業協会とする。）が公表する最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該証券業協会が公表した最終価格）により算出した価格
 - 三 前各号に掲げる有価証券以外の資産又は負債については、帳簿価格。ただし、当該帳簿価格が計算日において評価した価格と著しく異なるときは、当該評価した価格

4 前項の規定にかかわらず、特定取引勘定設置証券会社にあつては、法第五十六条第一項に規定する特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産の評価については、証券会社に関する省令第六条の五及び第六条の七の規定を準用する。この場合において、同令第六条の五中「法第五十六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める時価」とあるのは、「証券会社の健全性の準則等に関する省令第十条第二項の資産及び負債の評価」と、「価格とする」とあるのは「価格によらなければならぬ」と、「営業年度終了の日」とあるのは「計算を行う日」と、同令第六条の七中「法第五十六条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める利益相当額又は損失相当額」とあるのは「証券会社の健全性の準則等に関する省令第十条第二項の資産及び負債の評価」と、「額とする」とあるのは「額によらなければならない」と、「営業年度終了の日」とあるのは「計算を行う日」と読み替えるものとする。

5 第三項第一号において、有価証券が二以上の証券取引所に上場されている場合には、同号の証券取引所とは、証券会社が社内規程で定めた合理的な基準により指定した証券取引所をいう。

6 第三項第三号ただし書に規定する評価を行うに際し、次の各号に掲げる場合の評価額は当該各号に定める金額とする。

- 一 金銭債権について取立不能のおそれがある場合 取立不能見込額を控除した金額
- 二 取引所の相場のない株式についてその発行会社の資産状態が著しく悪化した場合 相当の減額をした金額
- 三 第一号又は第二号以外の流動資産の時価が帳簿価格より著しく低い

(その他業務を営む場合の禁止行為)

第十一条 法第四十四条第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法第三十四条第二項第一号の投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行つた有価証券の売買その他の取引等(法第四十四条第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条において同じ)。
(又は法第三十四条第二項第一号の投資一任契約に基づいて顧客のために行つた有価証券の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為)

二 法第三十四条第二項第二号の証券投資信託委託業に基づく信託財産の運用の指図に基づいて行つた有価証券の売買その他の取引等を結了

場合であつて、その価格が帳簿価格まで回復することが困難と見られる場合 当該時価

四 第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合 償却不足額を控除し、又は相当の減額をした金額

五 繰延資産について償却不足がある場合 償却不足を控除した金額

7 前二項の規定にかかわらず、法第五十六条の規定に基づく特定取引勘定設置証券会社が、特定取引に属するものとして経理した有価証券の評価額は、証券会社に関する省令第六条の五に規定する時価又は同令第六条の七に規定する利益相当額若しくは損失相当額とする。

させ、又は反対売買を行わせるため、当該信託財産に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

三 次のイから八に掲げる情報のうち、法第四十四条に規定するその他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るため、有価証券の売買その他の取引等を行う行為

イ 有価証券の発行者の法人関係情報（法第六十三条第一項に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報をいう。）

ロ 法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）、これに準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定に係る公表されていない情報

ハ 証券業に係る顧客に関する非公開情報（証券会社の役員又は使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報をいう。）

（弊害防止措置）

第十二条 法第四十五条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 証券会社が、その親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）又は子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）に対して借入

金に係る債務を有する者が発行する有価証券（国債証券等（法第六十五條第二項第一号に規定する国債証券等をいう。第四号及び第七号において同じ。））、法第二條第一項第八号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するものの、同項第十号に掲げる有価証券及び令第一條の有価証券並びに法第二條第二項の規定により有価証券とみなされる令第一條の三の権利及び法第二條第二項第二号に掲げる権利を除く。）の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券を売却すること（当該証券会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。）。

二 証券会社がその親法人等又は子法人等が発行する有価証券（指定格付機関（企業内容等の開示に関する省令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一條第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）による格付が付与されているものを除く。）の引受け（法第二條第六項各号に掲げる行為を行うことをいう。）に係る主幹事会社（元引受契約（法第二十一條第四項に規定する元引受契約をいう。）の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する証券投資信託又は外国投資信託の受益証券を除く。）の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会社（以下この号において「引受幹事会社」という。））であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という

。) が他の引受幹事会社の引受額より少ない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少ない会社をいう。以下この条において同じ。) となること。

三 証券会社との間で法第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行つていることを知りながら、当該証券会社が当該顧客との間で当該契約を締結すること (法第四十五条第一号に掲げる行為を除く。) 。

四 証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人が当該証券会社の親銀行等 (法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条において同じ。) 又は子銀行等 (法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この条において同じ。) の取締役若しくは監査役 (理事、監事その他これらに準ずる者を含む。) 又は使用人 (以下この号において「親銀行等の取締役等」という。) とともに同一の顧客を訪問すること (当該証券会社の親銀行等の取締役等とともに訪問すべき旨の要請が当該顧客からなされており、かつ、当該要請の目的が特定されている場合、又は当該訪問の際に行われる行為が国債証券等に係る法第二条第八項各号に掲げる行為に関するものに限定されている場合を除く。) 。

五 証券会社が有価証券の引受人となつた日から六月を経過する日まで
の間において、その親法人等又は子法人等がその顧客に当該有価証券の買入代金につき貸付けその他信用の供与をしていることを知りながら、当該証券会社が当該顧客に当該有価証券を売却すること。

六 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、証券会社がその親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと（法第四十五条第一号に掲げる行為を除く。）。

七 証券会社が有価証券（国債証券等を除く。）の引受人となつた日から六月を経過する日までの間において、その親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること（当該証券会社の親法人等又は子法人等である信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下この条において「信託会社等」という。）に運用方法が特定された金銭の信託（当該金銭の信託の委託者が当該証券会社の親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。）に係る信託財産をもつて当該有価証券を取得させる場合を除く。））。

八 証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、又はその親法人等若しくは子法人等に提供すること（当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役若しくは監査役若しくは使用人による当該非公開情報の提供につき事前に当該発行者又は顧客の個別の同意がある場合及び次のイからホまでに掲げるものを

算出するため当該証券会社がその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。〕。

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第二項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項の規定において準用する場合を含む。）に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ロ 保険業法（平成七年法律第五号）第九十七条の二第三項に規定する資産運用の額及び同項に規定する合算して総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

ハ 農林中央金庫法施行令（昭和六十一年政令第二百九十四号）第二条の二第八項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ニ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の三第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ホ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の七第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

九 社債券（政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券を除く。次号において同じ。）の募集をしようとする者であつて純資産の額が五千億円未満の者の当該募集に係る主受託会社（商法

（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条に規定する社債管理

会社（以下この号において「社債管理会社」という。）又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（以下この号において「担保付社債の受託会社」という。）のうち、社債管理の委託契約に関する事務の取扱いを社債管理会社を代表して行う会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の社債管理会社若しくは担保付社債の受託会社が受領するものより少ない会社をいう。次号において同じ。）が証券会社の親銀行等又は子銀行等である場合において、当該証券会社が当該社債券の引受けに係る主幹事会社となること。

十 過去二年以内に行つた直近三回の社債券の募集について証券会社の親銀行等又は子銀行等が二回以上主受託会社となつている者（過去二年以内に行つた社債券の募集が一回である場合には、当該募集について当該親銀行等又は子銀行等が主受託会社となつている者とし、過去二年以内に行つた社債券の募集が二回である場合には、いずれの募集についても当該親銀行等又は子銀行等が主受託会社となつている者とする。）であつて純資産の額が五千億円未満の者が社債券又は株券の募集をしようとする場合において、当該証券会社が当該社債券又は株券の引受けに係る主幹事会社となること。

十一 証券会社が、本店その他の営業所を、その親銀行等又は子銀行等からの独立を損なう態様で設置すること。

十二 何らの名義によつてするかを問わず、法第四十五条の規定による禁止を免れること。

(標準処理期間)

第十三条 財務局長又は福岡財務支局長は、法第四十二条の二第三項の事故の確認に関する申請がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。ただし、当該期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則

この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十年十二月一日)から施行する。

(標準処理期間)

第十一条 金融監督庁長官等は、法第五十条の三第三項の事故の確認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。ただし、当該期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間